

共済満期

おめでとうございます

共済満福定期貯金

2022.4.1 ~ 2023.3.31

(取扱い期間中であっても諸事情により取扱いを終了することがあります。)

出来上がり金利

年0.1%

契約期間：1年

お預入金額：100万円以上1,000万円未満

共済の満期金が対象となります。

JA共済



JAバンク



詳しくは最寄りの各支所までお問い合わせください。

本所
☎ 34-0856

高津支所
☎ 34-5409

川東支所
☎ 46-1888

上部東支所
☎ 41-0823

上部西支所
☎ 41-0821

金子支所
☎ 35-3133

飯岡支所
☎ 56-2767

玉津支所
☎ 56-1331

中央支所
☎ 56-3065

西条川西支所
☎ 56-3770

大町支所
☎ 56-5111



JAえひめ未来
JA EHIME MIRAI

『共済満福定期貯金』商品概要説明書

2022 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名	・ スーパー定期貯金（単利型）（愛称：共済満福定期貯金）
2. ご利用いただける方	・ 当 J A にて 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日に共済満期を迎えられ、その満期金を原資として定期貯金にお預け入れいただける個人のお客様
3. 期 間	・ 定型方式 1 年 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いとなります
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ A T M でのお預け入れは対象外となります。 ・ 1 口 1 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 ※共済満期を迎えて 3 か月以内の共済満期金のみを対象とします。 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）満期後の取り扱い （3）利払頻度 （4）計算方法 （5）税 金 （6）金利情報の入手方法	・ 年 0.1%（税引き後年 0.079%）を約定利率として適用します。 ・ 初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1 年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・ 本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。 ・ やむを得ず、満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
1 0. 貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
1 1. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置／本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融共済部貯金課（電話：0897-37-1003）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置／外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
1 2. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 金融情勢等により途中で変更または終了することがあります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A えひめ未来